

令和4年7月1日

西原幼稚園・小学校保護者 各位

西原町立西原幼稚園・小学校
園長・校長 大庭 真由美
(公印省略)

暴風警報発令時における 園児・児童の登園・登校時刻等確認について

盛夏の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素より本校の教育活動へのご理解・ご協力を賜り心から感謝申し上げます。子ども達は暑い中、一生懸命学習に取り組み、頑張っているところです。
さて現在沖縄本島地方付近に熱帯低気圧があります。明日からの天気が気になるところです。
つきましては、今後の本校の台風襲来・接近時における園児・児童の登園・登校あるいは臨時休園・休校についてお知らせしますので、ご確認の上、各家庭での対応をよろしくお願いします。

記

1 次の場合は西原小学校・西原幼稚園は、「臨時休校・休園」になります。

- (1) 沖縄本島中南部に「暴風警報」が発令された場合。
- (2) 「沖縄本島中南部の小中高等学校は休校です。」とテレビでテロップが流れた場合。
- (3) 授業開始後、「暴風警報」が発令された場合は、児童は下校となります。
※ 安全な下校確保のため、保護者の迎えをお願いします。(安心・安全メールでもお知らせしますが、連絡が届かなくてもお迎えが原則です。)

2 発令された暴風警報が次のとおり解除された場合は、西原小学校・西原幼稚園は授業を再開、または、臨時休校とします。

- (1) 午前7時前に暴風警報が解除
⇒ 通常通りに登校します。(通常の給食あり)
- (2) 午前7時以降に暴風警報が解除
⇒ 終日臨時休校とします。(登校しない。預かり保育もお休みです)

3 町教育委員会による全校・全園統一の休校・休園があります

台風及びその他の場合で、河川(小波津川)等が氾濫し、登下校が危険であると判断した際には、教育委員会で判断し、全校・全園統一で早めに下校及び休校・休園にする場合もあります。
※ 周知は、町ホームページ、防災無線等で行うとのことです。

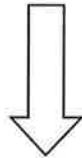
- ※ 自宅周辺の状況や通学路も個々で異なります。最終的には保護者の判断で児童の安全確保をお願い致します。
- ※ 台風情報をテレビやラジオ等でご確認の上、臨時休校かの確認をお願い致します。
学校への電話による「問い合わせ」はお控え下さい。
- ※ 学校のホームページに安心・安全メールの登録方法のお知らせがあります。未登録の方は、登録をお願いします。
- ※ 台風接近時のご家庭での対応(安全な過ごし方・連絡方法・お迎えの方法)について、お子さんとの事前の打ち合わせをお願い致します。
- ※ このお知らせは大切に保管し、台風接近時にはいつでも見る事ができるようにして下さい

暴風警報、暴風特別警報時における対応について 学校の臨時休業について

1 暴風（特別）警報等発令への対応について

- (1) 暴風（特別）警報発令中は休校（県教育委員会の判断による）
- (2) 校長の判断による休校

学校教育法施行規則第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。



原則上記の判断で休校とする。

西原町教育委員会独自に

極地的な非常変災（河川の氾濫等）、登下校の安全面が確保できない可能性がある時は教育委員会で判断し、全園（預かり含む）・全校統一で休校にする場合もある。

（周知は管理職への連絡、町ホームページへの掲載等で行う）

※教育委員会と学校で判断が分かれた場合は、学校の判断を優先する。

2 暴風（特別）警報等発令解除時の対応について

- (1) 解除された時刻が午前7時前の場合・・・・・・通常通り登校・登園
給食も原則通常通りあります。
- (2) 解除された時刻が午前7時以降の場合・・・・・・終日臨時休校・休園
- (3) 河川の氾濫、風雨が強く危険と判断した際には、教育委員会で判断し、全校統一で早めに下校及び休園・休校にする場合もあります。
※教育委員会と学校で判断が分かれた場合は、学校の判断を優先する。
※午前7時の根拠・・・・児童生徒が登校の準備等に要する時間が1時間程度だと考えられることから。遅刻の取り扱いは学校判断。
※休校の際、授業時数の確認も宜しくお願いします。